

## 青の煌めきあおもり国スポ七戸町医療救護対策要項

### 1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ七戸町医事・衛生基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ」における医療救護対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ七戸町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

### 3 救護所の設置

#### (1) 設置場所

救護所は、競技会場の適切な場所に設置する。

#### (2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師及び保健師を配置する。

#### (3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED等を配備する。ただし、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

### 4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

#### (1) 救護所における医療救護

救護所については、傷病者に対する応急処置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

#### (2) 練習会場における医療救護

ア 練習会場には、必要に応じて医薬品等を配備する。ただし、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

イ 練習会場において、傷病者が発生した場合には、練習会場係員が必要に応じて、医療機関の紹介又は救急自動車の出動要請等を行う。

#### (3) 炬火イベントにおける医療救護

七戸町内における炬火イベントに関して、必要に応じて医療救護を実施する。

#### (4) 宿舎における医療救護

宿舎に滞在する選手・監督、役員において、傷病者が発生した場合には、宿舎の管理者が医療機関の紹介又は救急自動車の出動要請等を行うとともに、速やかにその旨を実行委員会に報告する。

#### (5) 救急自動車の配備

救急自動車の配備については、別途関係機関と協議して定める。

5 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護対策に関して必要な事項は、別に定める。